

平成24年行政事業レビューシート

(文部科学省)

事業名	要保護児童生徒援助費補助等		担当部局庁	初等中等教育局 スポーツ・青少年局		作成責任者		
事業開始・終了(予定)年度	昭和34年度		担当課室	児童生徒課 学校健康教育課		児童生徒課長 白間 竜一郎 学校健康教育課長 平下 文康		
会計区分	一般会計		施策名	II-8 教育機会の確保のための支援づくり				
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	学校教育法第19条 就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励につ いての国の援助に関する法律		関係する計画、 通知等	要保護児童生徒援助費補助金交付要綱 教育振興基本計画(平成20年7月1日閣議決定)				
事業の目的 (目指す姿を 簡潔に。3行程 度以内)	経済的理由によって就学困難な児童生徒について、学用品費を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に対し、国が必要な援助をあたえることとし、もって義務教育の円滑な実施に資することを目的とする。							
事業概要 (5行程度以 内。別添可)	学校教育法第19条において、「経済的理由によって就学困難と認められる学齢児童生徒の保護者(生活保護法第6条第2項に規定する要保護者)に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない」とされており、市町村が要保護者に対して就学奨励を行う場合、これに要する経費の1/2を国が補助するものである。							
実施方法	<input type="checkbox"/> 直接実施 <input type="checkbox"/> 委託・請負 <input checked="" type="checkbox"/> 補助 <input type="checkbox"/> 負担 <input type="checkbox"/> 交付 <input type="checkbox"/> 貸付 <input type="checkbox"/> その他							
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度要求		
	予算 の 状 況	当初予算	728	704	699	823	823	
		補正予算	0	0	0	—		
		繰越し等	0	△3	97	0		
		計	728	701	796	823	823	
		執行額	657	692	730			
	執行率(%)	90.2%	98.7%	91.7%				
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	成果指標			単位	21年度	22年度	23年度	目標値 (24年度)
	全国自治体数のうち、本補助金活用自治体の割合 (本補助金活用自治体数/4/1付け全国自治体数)		成果実績	自治体数	1,295/1,777	1,219/1,727	1,250/1,719	1,270/1,719
			達成度	%	73%	71%	73%	
活動指標及び 活動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	21年度	22年度	23年度	24年度活動見込
	本補助金を活用する旨の通知回数		活動実績 (当初見込み)	回数	1	1	1	—
単位当たり コスト	補助1件あたりのコスト 約581千円(決算額/補助件数)		算出根拠	単位当たりコスト=平成23年度補助決算額 726,562千円/補助団体 1,250団体				
平成 24 ・ 25 年度 予算 内訳	費目	24年度当初予算	25年度要求	主な増減理由				
	要保護児童生徒援助 費補助金(学用品費 等)	726百万円	726百万円					
	要保護児童生徒援助 費補助金(医療費等)	97百万円	97百万円					
	計	823百万円	823百万円					

事業所管部局による点検			
	評価	項目	評価に関する説明
目的・予算の状況	○	広く国民のニーズがあり、優先度が高い事業であるか。	本補助事業は、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」に基づき、経済的理由により、小学校及び中学校への就学が困難な学齢児童生徒の保護者に学用品費を給与するなど就学奨励を行う市町村に対し、これに要する経費の一部を国が補助するものであることから、国が実施する必要がある。
	○	国が実施すべき事業であるか。地方自治体、民間等に委ねるべき事業となっていないか。	
	—	不用率が大きい場合は、その理由を把握しているか。	
資金の流れ、費目・使途	—	支出先の選定は妥当か。競争性が確保されているか。	補助率を1/2としており、受益者との負担関係は妥当である。また、対象費目については交付要綱に明記しており、真に必要なものに限定されている。
	—	単位あたりコストの削減に努めているか。その水準は妥当か。	
	○	受益者との負担関係は妥当であるか。	
	—	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	
	○	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	
活動実績、成果実績	○	他の手段と比較して実効性の高い手段となっているか。	本補助事業は法律に基づいて実施する事業であり、国の責務であることから、他の手段に比べ実効性は高いと考える。 なお、前年度に比べ成果目標の達成度は向上しており、最小限の活動実績でそのような結果を出していることから、効率的な執行を行っていると言える。 また、支給された学用品費等は、経済的理由で就学困難な児童生徒の就学を十分に支援しており、教育の機会均等に役立っている。
	○	適切な成果目標を立て、その達成度は着実に向上しているか。	
	○	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	
	—	類似の事業があるか。その場合、他部局・他府省等と適切な役割分担となっているか。 ※類似事業名とその所管部局・府省名	
	○	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	
点検結果	近年、経済的理由から就学困難になる児童生徒数は増加傾向にあり、今後とも、「就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律」の規定に基づき、各市町村が行う就学奨励事業に対し、国が補助を実施していく必要がある。		
予算監視・効率化チームの所見			
現状通り	<p>1. 事業評価の観点：この事業は、義務教育の円滑な実施を図るため、経済的理由によって、就学困難な児童及び生徒について、学用品を給与する等就学奨励を行う地方公共団体に補助する事業であり、長期継続事業の観点から検証を行った。</p> <p>2. 所見：この事業については、昭和34年度から行われている長期継続事業ではあるが、義務教育の機会均等と維持向上を図るため、引き続き実施すべき必要な事業であり、現行において特段の見直す内容は認められず、現在の事業内容を引き続き維持すべきである。</p>		
上記の予算監視・効率化チームの所見を踏まえた改善点（概算要求における反映状況等）			
-			
補記（過去に事業仕分け・提言型政策仕分け・公開プロセス等の対象となっている場合はその結果も記載）			
<p>○教育振興基本計画（平成20年7月1日閣議決定） http://www.mext.go.jp/a_menu/keikaku/080701/002.pdf</p>			
関連する過去のレビューシートの事業番号			
平成22年行政事業レビュー	0130	平成23年行政事業レビュー	0110

文部科学省
730百万円

【補助】

A. 都道府県47機関
730百万円

(要保護児童生徒援助費補助金の支出)

※法令等に基づき、国に代わって補助事業者への支出を行うものであり、都道府県において物品調達等を行っていない。

【補助】

B. 市区町村1,250機関
730百万円

(要保護児童生徒への就学援助の実施)

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する) (単位：百万円)

費目・使途
 (「資金の流れ」
 においてブロックごとに最大の金額が支出されている者について記載する。費目と使途の双方で実情が分かるように記載)

A.大阪府			E.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒援助費補助金の支出	115			
計		115	計		0
B.大阪市			F.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
補助金	要保護児童生徒に対する学用品費等補助	38			
補助金	要保護児童生徒に対する医療費等補助	2			
計		40	計		0
C.			G.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0
D.			H.		
費目	使途	金額 (百万円)	費目	使途	金額 (百万円)
計		0	計		0

支出先上位10者リスト**A.要保護児童生徒援助費補助金の支出**

	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	115	-	-
2	北海道	要保護児童生徒援助費補助金の支出	72	-	-
3	東京都	要保護児童生徒援助費補助金の支出	62	-	-
4	神奈川県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	52	-	-
5	福岡県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	43	-	-
6	兵庫県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	42	-	-
7	埼玉県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	31	-	-
8	広島県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	31	-	-
9	京都府	要保護児童生徒援助費補助金の支出	30	-	-
10	愛知県	要保護児童生徒援助費補助金の支出	20	-	-

* 本件は補助事業